

---

◎議案第15号の上程、説明

○議長（土屋清武君） 日程第2、議案第15号 平成31年度松崎町後期高齢者医療特別会計予算についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第15号 平成31年度松崎町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

詳細は担当課長から申し上げます。

（健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

（午前 9時51分）

---

○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 議案第15号は、説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1番（深澤 守君） 参考資料の方ですね・・・、収入別保険料のモデルケースってのをみますと、これ・・・200万円代190万円代の人・・・減になっていてですね・・・、こういう言い方おかしいですけど年金の受給の低い人が4千円の増となっておりますが・・・、これ、増で間違いないでしょうか。確認いたします。

○健康福祉課長（新田徳彦君） こちらのモデルケースってことで、均等割9割軽減だった方、均等割8割軽減で4千円の増になると。これ、隣のページで均等割の軽減措置ってことで、9割軽減の方が今度31年度からは8割軽減になりますよということになります。

こちらにつきましてはですね、国の方の制度改正があつて、31年度からは、こういう形になりますよと。そもそもが後期高齢者の場合、2割軽減、5割軽減、7割軽減、これが基本です。ですけれども、一応、国の方の特例ということですね・・・30年度でいきますと7割

から1.5割をプラスして、もうひとつは2割を割増をして、8.5割と9割っていうことで作っていたんですけども、こういった特例を・・・これから31年度、32年度、33年度にかけてですね、徐々に撤廃していきますよって形になるということで・・・、こちらが軽減が低くなるということでございます。

そうなりますと、今、議員がおっしゃったように、低所得者の方・・・負担が増えて・・・、これ、おかしいんじゃないのというようなことになると思いますけれども、隣の大きな2番の均等割額の軽減措置の表の下にですね。\*印で1というのがあると思いますけど、こういった低所得者の方で不利になった方についてはですね、介護保険料の軽減強化ということで・・・、後ほど介護保険特別会計の方でも話をさせていただきますけれども、第1段階から第3段階といわれる低所得者の保険料というのが軽減されます。それとあわせて、今度、10月からですね、年金生活者支援給付金っていうのが月額、たしか5千円だったと思いますけれども、こういうのも低所得者向けに実施をされるということで、それで差引しますと、今回、後期高齢者の方では軽減が9割から8割軽減になっても、実質負担は増えないというような国の方の試算がきております。

○議長（土屋清武君） 他に質疑、ありますか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより、議案第15号 平成31年度松崎町後期高齢者医療特別会計予算についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---